

手稲水再生プラザ運転管理業務 落札者決定基準

1 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記2の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領第4条第1項第2号に基づく調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、当該要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者（次順位者）を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

2 総合評価の方法

(1) 評価対象者

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有する者を評価対象者とし、入札価格及び技術提案書に基づき総合評価点を付するものとする。

(2) 総合評価点

評価対象者の総合評価点、価格評価点及び技術評価点は次の方法により算出する。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点}^{※1} (100 \text{ 点満点}) &= (\text{価格評価点} + \text{技術評価点}) \div (\text{価格評価点満点} + \text{技術評価点満点}) \times 100 \\ &= (\text{価格評価点} + \text{技術評価点}) \div (60 + 107) \times 100 \\ \text{価格評価点}^{※2} &= \text{価格評価の素点} (100 \text{ 点満点}) \times 0.6 \\ \text{技術評価点} &= \Sigma (\text{各項目の評価点}) \end{aligned}$$

※1：小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。

※2：小数点以下第3位を切り捨て、小数第2位の数値とする。

(3) 価格評価

評価対象者の入札書記載金額に応じて、次の①又は②の算定式により価格評価を行う。

なお、①及び②の算定式において、最低入札価格とは、全ての評価対象者の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上で最も低廉な価格とする。ただし、評価対象者の入札書記載金額の全てが調査基準価格未満である場合は、調査基準価格を最低入札価格とみなす。

$$\begin{aligned} \text{① 入札書記載金額が調査基準価格以上の場合} \\ \text{価格評価の素点}^{※2} &= 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札書記載金額}) \\ \text{② 入札書記載金額が調査基準価格未満の場合} \\ \text{価格評価の素点}^{※2} &= 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札書比較価格}) \times (\text{入札書記載金額} \div \text{調査基準価格}) \end{aligned}$$

※2：小数点以下第3位を切り捨て、小数第2位の数値とする（(2)と同じ）。

(4) 技術評価

評価対象者が提出した技術提案書（技術提案様式 2-1～5-5）の記載内容及び証明書類に基づき、別表1「評価項目と評価内容」に示す評価項目（1 業務実施計画、2 企業実績、3 地域貢献、4 配置予定技術者）及び評価内容に応じて、別表2「評価項目と評価方法」に示す配点及び評価方法により各項目の評価点を付し、各項目の評価点の合計（ Σ （各項目の評価点））を技術評価点とすることにより、技術評価を行う。

別表1 「評価項目と評価内容」

評価項目		評価内容	配点
1 業務 実 施 計 画	(1) 運 転 管 理 計 画	施設の特性や能力等を理解し、安定運転確保のための運転計画、記録管理、運転結果に基づく対応や本市への報告等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 運転管理体制（指揮命令系統、人員配置等） ・ 処理基準遵守のための運転管理方法（監視体制、異常時の対応等） ・ 運転状況の記録・分析、設備故障時の対処方法 ・ その他	55
	(2) 保 全 管 理 計 画	施設機能が低下せず長期的に正常な状態を維持するために行う保全管理について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 各点検の実施方法及び点検結果の管理 ・ 予防保全の実施方法 ・ 履歴管理（ストックマネジメント）の実施方法 ・ その他	
	(3) リ ス ク マ ネ ジメント	想定されるリスク（大雨・洪水、地震、火災、停電、感染症、重要設備故障、環境に関して想定される緊急事態等）に関し、施設の運転継続や従事者の安全確保のために必要な事前準備及びリスク発生時の対応について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ リスク発生時における運転管理体制及び対応 ・ リスク発生時における支援体制及び連携体制 ・ リスク発生時に対応するための平常時における取組 ・ その他	
	(4) 環 境 負 荷 低 減	本業務履行におけるエネルギー使用量削減や、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減の方策等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 対象施設の運転におけるエネルギー使用量削減の取組 ・ 計画放流水質の遵守と効率的なエネルギー利用の両立に対する取組 ・ 施設周辺の環境保全や地域住民への配慮 ・ その他	
	(5) 技 術 の 維 持 向上	施設の安定運転に必要な、従事者に対する技術の維持向上のための教育・研修等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 業務知識や技術力の習得に対する取組 ・ 技術の維持向上やノウハウの伝達に対する取組 ・ 資格取得支援と資格取得者への優遇措置 ・ その他	
	(6) 労 働 環 境 に 対する配慮	従事者の適正な労働環境の確保や改善のための取組について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 安全衛生管理 ・ 労働災害防止対策 ・ ワーク・ライフ・バランスに関する取組 ・ その他	
	(7) 独自の技術・ ノウハウ	(1)～(6)のほか、業務の履行における創意工夫の提案（任意記載項目）について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ※原則として本業務の契約額の範囲内で行う。 ・ DX・スマート技術の活用（運転管理の高度化、業務の効率化） ・ VE（バリューエンジニアリング）提案 ・ その他委託者にとって有益な提案	

評 価 項 目		配点
2 企業実績	(1) 積雪地域又は寒冷地域（※）に所在する下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の通算契約年数	17
	(2) 契約履行実績がある下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）の規模	
	(3) 同一処理区域内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く。）を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績及びその規模	
	(4) 他の下水処理施設への汚泥圧送施設を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	
	(5) 下水汚泥の集中処理を行う施設からの返流水の流入がある下水処理施設運転管理業務又は下水汚泥脱水施設（遠心脱水方式）若しくは下水汚泥焼却施設（循環式流動焼却炉又は階段式ストーカー炉）の運転管理業務の契約履行実績	
3 地域貢献	(1) 札幌市との災害時協力協定締結企業	10
	(2) 札幌市が所有する下水処理施設（汚泥処理施設を含む。）の運転管理実績	
	(3) 本店所在地	
	(4) 緊急時対応体制の確保及び市内在住者の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
4 配置予定技術者	(1) 業務代理人（業務の総括責任者）について、下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の業務代理人としての経験年数	25
	(2) 「下水道処理施設管理技士」又は「下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格者」の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
	(3) 下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務における連続 2 年以上の実務経験者（事務補助者等を除く。）の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
技術点配点合計		107

※「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 192 号）」に定める地域をいう。（「積雪寒冷特別地域略図」参照）

別表2「評価項目と評価方法」

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法
1 業務 実施 計画	(1) 運転管理計画	様式 2-1	10	提案内容の実現性と効果が A 特に優れている：9～10（5）点 B 優れている：6～8（3～4）点 C 最低限の水準である：3～5（1～2）点 D 最低限の水準を満たしていない ：0～2（0）点 （括弧内は配点が5点の場合）
	(2) 保安全管理計画	様式 2-2	10	
	(3) リスクマネジメント	様式 2-3	10	
	(4) 環境負荷低減	様式 2-4	10	
	(5) 技術の維持向上	様式 2-5	5	
	(6) 労働環境に対する配慮	様式 2-6	5	
	(7) 独自の技術・ノウハウ	様式 2-7	5	今後期待されるコスト縮減効果や委託者が管理する他施設への展開の可能性（これらに係る経費は本業務の契約額には含まない。）を評価する。 A 特に優れている：5点 B 優れている：3～4点 C 平均的（標準的）：1～2点 D 記載なし：0点
	業務実施計画（計）			55

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法																							
2 企業実績	(1) 積雪地域又は寒冷地域（※1）に所在する下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の通算契約年数	様式 3-1	5	同一施設における通算契約年数（日本国内において、履行したもの（履行中の契約を含む。））の実績を評価 通算契約年数÷最大評価年数(15年)×5点（最大5点、小数点以下第2位を切り捨て）																							
	(2) 契約履行実績がある下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）の規模	様式 3-2	5	同一施設における連続2年以上の実績（※2）がある施設の処理能力と委託対象施設の処理能力（※3）との比率で評価 ※3 220,000 m³/日のところ、100,000 m³/日と読み替えて評価する。 実績処理能力÷対象施設処理能力（100,000 m³/日）×5点（最大5点、小数点以下第2位を切り捨て）																							
	(3) 同一処理区域内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く。）を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績及びその規模	様式 3-2	3	<table><tr><td colspan="2"></td><td>揚水能力（m³/分）</td><td>点</td></tr><tr><td rowspan="3">雨水ポンプを有するポンプ場の実績あり</td><td rowspan="3">雨水ポンプ揚水能力</td><td>1,000 以上</td><td>3</td></tr><tr><td>500 以上 1,000 未満</td><td>2</td></tr><tr><td>500 未満</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="3">汚水ポンプのみのポンプ場の実績あり</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="3">ポンプ場の実績なし</td><td>0</td></tr></table>						揚水能力（m³/分）	点	雨水ポンプを有するポンプ場の実績あり	雨水ポンプ揚水能力	1,000 以上	3	500 以上 1,000 未満	2	500 未満	1	汚水ポンプのみのポンプ場の実績あり			1	ポンプ場の実績なし			0
			揚水能力（m³/分）	点																							
	雨水ポンプを有するポンプ場の実績あり	雨水ポンプ揚水能力	1,000 以上	3																							
			500 以上 1,000 未満	2																							
500 未満			1																								
汚水ポンプのみのポンプ場の実績あり			1																								
ポンプ場の実績なし			0																								
(4) 他の下水処理施設への汚泥圧送施設を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	様式 3-3	2	同一施設における連続2年以上の実績（※2）を評価 実績あり：2点 実績なし：0点																								
(5) 下水汚泥の集中処理を行う施設からの返流水の流入がある下水処理施設運転管理業務又は下水汚泥脱水施設（遠心脱水方式）若しくは下水汚泥焼却施設（循環式流動焼却炉又は階段式ストーカー炉）の運転管理業務の契約履行実績	様式 3-4	2	同一施設における連続2年以上の実績（※2）を評価 実績あり：2点 実績なし：0点																								
企業実績（計）			17																								

※1 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令（昭和32年政令第192号）」に定める地域をいう。（「積雪寒冷特別地域略図」参照）

※2 同一施設における連続2年以上の実績は、平成28年4月1日から入札書提出期限までの、日本国内において、同一施設で2年以上継続して履行したものであること（別契約により履行した業務及び入札書の提出期限の日において完了していない業務を含む）。

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法
3 地域貢献	(1) 札幌市との災害時協力協定締結企業	様式 4	2	該当あり：2 点 該当なし：0 点
	(2) 札幌市が所有する下水処理施設(汚泥処理施設を含む。)の運転管理実績	様式 4	2	実績あり：2 点 実績なし：0 点
	(3) 本店所在地	—	3	札幌市内に本店あり：3 点
	(4) 緊急時対応体制の確保及び市内在住者の配置人数	様式 5-1 様式 5 別添	3	以下の①緊急時対応体制の確保と②市内在住者の配置人数の評価点数を加算する。 (①＋②＝最大3点) ①対象施設を中心とした直線距離 15 km 圏内(※1)に居住する配置予定者技術者数(「4 配置予定技術者(3)」が該当。)が、設計積算人数の 3 分の 1 以上であることを評価 ・15km 圏内の配置予定者数が 8 人以上：1 点 ②配置予定者(事務補助者等を含む。)のうち、市内在住者が占める割合(設計積算人数の 50% 以上、80% 以上)を評価 ・市内在住÷配置予定者数が、18 人以上：2 点、11 人以上：1 点
	地域貢献(計)		10	
4 配置予定技術者(※2)	(1) 業務代理人(業務の総括責任者)について、下水処理施設(標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法)運転管理業務の業務代理人としての経験年数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-3 (様式 5-5) 様式 5 別添	5	業務代理人としての経験年数を評価 経験年数÷最大評価年数(5 年)×5 点 (最大 5 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	(2) 「下水道処理施設管理技士」又は「下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格者」の配置人数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-4 (様式 5-5) 様式 5 別添	10	有資格の配置予定者数について、設計積算人数に対する割合を評価 有資格者数÷設計積算人数×10 点 (最大 10 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	(3) 下水処理施設(標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法)運転管理業務における連続 2 年以上の実務経験者(事務補助者等を除く。)の配置人数	様式 5-1 様式 5-3 様式 5-4 (様式 5-5) 様式 5 別添	10	連続 2 年以上の実務経験がある配置予定者数について、設計積算人数に対する割合を評価 実務経験者数÷設計積算人数×10 点 (最大 10 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	配置予定技術者(計)		25	
技術点配点合計			107	

※1 15km 圏内の判定方法

- ・本項目における「15km 圏内」とは、対象施設の敷地境界線のいずれかの地点から、配置予定者の居住地(町名等)までの直線距離が 15km 以内である区域を指す。
- ・判定は、あらかじめ市が指定する【別紙：15km 圏内 主な対象地域一覧】(以下「市リスト」という)をベースに行う。
- ・配置予定者の居住地が「市リスト」に掲載されている場合は、調べることなく一律で圏内(加点対象)として申告できる。
- ・配置予定者の居住地が「市リスト」に掲載されていない場合は、入札参加者自らが任意の地図ソフト(Google マップ, jSTAT MAP 等)を用いて施設からの直線距離を計測すること。計測の結果、15.0km 以内(当該町丁・字等の一部でも圏内に入っていれば可とする。)である場合は、圏内として申告することができる。

※2 「4 配置予定技術者」は、別契約により履行した業務及び入札書の提出期限の日において完了していない業務の履行実績を含む。

別紙：15km 圏内 主な対象地域一覧

直線距離 15 km 圏内対象地域

	対象市区
札幌市内	手稲区（全域）、西区（全域）、中央区・北区・東区の一部
札幌市外	小樽市・石狩市の一部

対象施設（手稲水再生プラザ）から直線距離 15km 以内の主な町名リスト

市区	町丁・字等	
札幌市手稲区	全域	
札幌市西区	全域	
札幌市中央区	旭ヶ丘 1～6 丁目 大通西 1～28 丁目 大通東 2～10 丁目 北 1 条西 1～28 丁目 北 2 条西 7～28 丁目 北 3 条西 2～30 丁目 北 4 条西 3～30 丁目 北 5 条西 2～29 丁目 北 6 条西 10～28 丁目 北 7 条西 11～27 丁目 北 8 条西 12～26 丁目 北 9 条西 15～24 丁目 北 10 条西 15～24 丁目 北 11 条西 13～24 丁目 北 12 条西 15～19・23 丁目 北 13 条西 15～18 丁目 北 14 条西 15・18 丁目 北 15 条西 15 丁目 北 16 条西 15・21 丁目 北 17 条西 15 丁目 北 18 条西 15 丁目 北 20 条西 15 丁目 北 21 条西 15 丁目 北 1 条東 1～11 丁目 北 2 条東 1～12 丁目 北 3 条東 1～12 丁目 北 4 条東 1～5 丁目 北 5 条東 2～3 丁目 界川 1～3 丁目	双子山 1～4 丁目 円山西町 1～10 丁目 南 1 条西 1～28 丁目 南 2 条西 1～28 丁目 南 3 条西 1～18・20～28 丁目 南 4 条西 1～18・20～7 丁目 南 5 条西 1～18・20～27 丁目 南 6 条西 1～18・20～27 丁目 南 7 条西 2～18・20～26 丁目 南 8 条西 4～18・20～26 丁目 南 9 条西 7～18・20～23 丁目 南 10 条西 8～18・20～23 丁目 南 11 条西 9～18・20～23 丁目 南 12 条西 11～18・20～23 丁目 南 13 条西 12～18・20～23 丁目 南 14 条西 14～19 丁目 南 15 条西 16～19 丁目 南 1 条東 1～8 丁目 南 2 条東 1～6 丁目 南 3 条東 1～6 丁目 南 4 条東 1～5 丁目 南 5 条東 1～5 丁目 南 6 条東 1～3 丁目 宮ヶ丘 1～3 丁目 宮の森 宮の森 1 条 1～18 丁目 宮の森 2 条 1～17 丁目 宮の森 3 条 1～13 丁目 宮の森 4 条 1～13 丁目

市区	町丁・字等
札幌市北区	新川 1 条 1～6 丁目
	新川 2 条 1～13 丁目
	新川 3 条 1～20 丁目
	新川 4 条 1～20 丁目
	新川 5 条 1～6・14～16・20 丁目
	新川 6 条 14～16・20 丁目
	新川 7 条 16 丁目
	新川 8 条 17 丁目
	新川
	新琴似 1 条 1～13 丁目
	新琴似 2 条 1～13 丁目
	新琴似 3 条 1～13 丁目
	新琴似 4 条 1～17 丁目
	新琴似 5 条 1～17 丁目
	新琴似 6 条 1～17 丁目
	新琴似 7 条 1～17 丁目
	新琴似 8 条 1～17 丁目
	新琴似 9 条 1～16 丁目
	新琴似 10 条 1～17 丁目
	新琴似 11 条 1～17 丁目
	新琴似 12 条 1～17 丁目
	新琴似町
	屯田 1 条 1・2 丁目
	屯田 2 条 1～5 丁目
	屯田 3 条 1～8 丁目
	屯田 4 条 1～10 丁目
	屯田 5 条 1～12 丁目
	屯田 6 条 1～12 丁目
	屯田 7 条 1～12 丁目
	屯田 8 条 1～12 丁目
	屯田 9 条 1～12 丁目
	屯田 10 条 1～3 丁目
	屯田 11 条 1～3 丁目
	屯田町
	麻生町 1～9 丁目
	篠路町篠路
	太平 1 条 1 丁目
	太平 2 条 1・3～5 丁目
	太平 3 条 1・3～5 丁目
	太平 4 条 1・3～6 丁目
	太平 5 条 1～6 丁目
	太平 6 条 1～6 丁目
	太平 7 条 1～7 丁目
	太平 8 条 1～7 丁目
	太平 9 条 1～7 丁目
	太平 10 条 1～7 丁目
	太平 11 条 1～7 丁目
	太平 12 条 1～7 丁目
	篠路 1 条 1～11 丁目
	篠路 2 条 1～10 丁目
	篠路 3 条 1～10 丁目
	篠路 4 条 1～10 丁目
	篠路 5 条 1～10 丁目
	篠路 6 条 1～8 丁目
	篠路 7 条 1～8 丁目
	篠路 8 条 1～7 丁目
	篠路 9 条 1～4・6 丁目
	篠路 10 条 1～4 丁目
	東茨戸 1 条 1～3 丁目
	東茨戸 2 条 1～3 丁目
	東茨戸 3 条 1・2 丁目
	西茨戸 1 条 1 丁目
	西茨戸 2 条 1 丁目
	西茨戸 3 条 1 丁目
	西茨戸 4 条 1・2 丁目
	西茨戸 5 条 1 丁目
	西茨戸 6 条 1 丁目
	西茨戸 7 条 1 丁目
	西茨戸
	東茨戸
	新川西 1 条 1～4・6・7 丁目
	新川西 2 条 1～7 丁目
	新川西 3 条 1～7 丁目
	新川西 4 条 3・4 丁目
	新川西 5 条 4 丁目
	北 24 条西 2～19 丁目
	北 25 条西 2～9・11～18 丁目
	北 26 条西 2～9・12～17 丁目
	北 27 条西 2～16 丁目
	北 28 条西 2～15 丁目
	北 29 条西 2～15 丁目
	北 30 条西 2～14 丁目
	北 31 条西 2～14 丁目
	北 32 条西 2～13 丁目
	北 33 条西 2～12 丁目
	北 34 条西 2～11 丁目
	北 35 条西 2～10 丁目
	北 36 条西 2～10 丁目
	北 37 条西 2～9 丁目
	北 38 条西 2～8 丁目
	北 39 条西 3～7 丁目
	北 40 条西 4～6 丁目

市区	町丁・字等	
札幌市東区	北 4 条東 10～15 丁目	北 42 条東 1～10・12～19 丁目
	北 5 条 4～16 丁目	北 43 条東 1～10・12～19 丁目
	北 6 条東 1～8・12～20 丁目	北 44 条東 1～10・12～15 丁目
	北 7 条東 1～9・11～20 丁目	北 45 条東 1～10・12～19 丁目
	北 8 条東 1～19 丁目	北 46 条東 1～10・12～19 丁目
	北 9 条東 1～16 丁目	北 47 条東 1～10・13～19 丁目
	北 10 条東 1～17 丁目	北 48 条東 1～10・13～19 丁目
	北 11 条東 1～17 丁目	北 49 条東 2～10・13～17 丁目
	北 12 条東 1～17 丁目	北 50 条東 2～10・13～15 丁目
	北 13 条東 1～10・12～16 丁目	北 51 条東 2～10・14・15 丁目
	北 14 条東 1～10・12～16 丁目	北丘珠 1 条 2～4 丁目
	北 15 条東 1～10・12～18 丁目	北丘珠 2 条 1～4 丁目
	北 16 条東 1～10・12～19 丁目	北丘珠 3 条 1～4 丁目
	北 17 条東 1～10・12～20 丁目	北丘珠 4 条 1～4 丁目
	北 18 条東 1～10・12～21 丁目	北丘珠 5 条 1～4 丁目
	北 19 条東 1～10・12～22 丁目	北丘珠 6 条 4 丁目
	北 20 条東 1～10・12～22 丁目	栄町
	北 21 条東 1～10・12～23 丁目	中沼西 2 条 1 丁目
	北 22 条東 1～10・12～23 丁目	中沼西 3 条 1・2 丁目
	北 23 条東 1～10・12～23 丁目	中沼西 4 条 1・2 丁目
	北 24 条東 1～10・12～22 丁目	中沼西 5 条 1・2 丁目
	北 25 条東 1～10・12～22 丁目	伏古 1 条 2～4 丁目
	北 26 条東 1～10・12～22 丁目	伏古 2 条 3・4 丁目
	北 27 条東 1～10・12～22 丁目	伏古 3 条 2～4 丁目
	北 28 条東 1～10・12～21 丁目	伏古 4 条 2～4 丁目
	北 30 条東 1～10・12～20 丁目	伏古 5 条 2～4 丁目
	北 31 条東 1～10・12～19 丁目	伏古 6 条 2～4 丁目
	北 32 条東 1～10・12～18 丁目	伏古 7 条 2～4 丁目
	北 33 条東 1～10・12～18 丁目	伏古 8 条 1～4 丁目
	北 34 条東 1～10・12～28 丁目	伏古 9 条 1～3 丁目
	北 35 条東 1～10・12～28 丁目	伏古 10 条 1～3 丁目
	北 36 条東 1～10・12～29 丁目	伏古 11 条 1～3 丁目
	北 37 条東 1～10・12～22・25～30 丁目	伏古 12 条 2・3 丁目
	北 38 条東 1～10・12～21 丁目	伏古 13 条 3 丁目
	北 39 条東 1～10・12～21 丁目	伏古 14 条 3 丁目
	北 40 条東 1～10・12～20 丁目	本町 1 条 1～3 丁目
	北 41 条東 1～10・12～20 丁目	本町 2 条 1～3 丁目
小樽市	張碓町	見晴町
	春香町	星野町
	銭函 1～5 丁目	桂岡町

市区	町丁・字等
石狩市	花川北 1 条 1～6 丁目
	花川北 2 条 1～6 丁目
	花川北 3 条 1～6 丁目
	花川北 4 条 1～5 丁目
	花川北 5 条 1～3 丁目
	花川北 6 条 1～5 丁目
	花川北 7 条 1～3 丁目
	花川南 1 条 1～6 丁目
	花川南 2 条 1～6 丁目
	花川南 3 条 1～5 丁目
	花川南 4 条 1～6 丁目
	花川南 5 条 1～6 丁目
	花川南 6 条 1～5 丁目
	花川南 7 条 1～5 丁目
	花川南 8 条 1～5 丁目
	花川南 9 条 1～5 丁目
	花川南 10 条 1～4 丁目
	花川東 1 条 1～4 丁目
	花川東 2 条 1～3 丁目
	緑苑台中央
	緑苑台東 1 条 1・2 丁目
	緑苑台東 2 条 1・2 丁目
	緑苑台東 2 条 1～3 丁目
	樽川 3 条 1～3 丁目
	樽川 4 条 1～3 丁目
	樽川 5 条 1～3 丁目
	樽川 6 条 1～3 丁目
	樽川 7 条 1～3 丁目
	樽川 8 条 1～3 丁目
	樽川 9 条 1～3 丁目
	花畔 1 条 1・2 丁目
	花畔 2 条 1 丁目
	花畔 3 条 1 丁目
	花畔 4 条 1 丁目
	新港南 1～3 丁目
	新港中央 1～4 丁目
	新港西 1～3 丁目